

191 陪審法施行期日の件に付勅令第六十五号公布

〔昭和三年七月〕

(注記1) 昭和三年七月二十日 内閣書記官長 花押 (鳩山) (注記2) 内閣書記官 (長谷川) (横溝) (注記3) 内閣書記官 (久原) (印)

内閣総理大臣 花押 (田中)	法制局長官 (印)
外務大臣 花押 (田中)	陸軍大臣 花押 (白根)
内務大臣 花押 (望月)	海軍大臣 花押 (岡田)
大蔵大臣 花押 (三土)	司法大臣 花押 (原)
	農林大臣 花押 (山本)
	商工大臣 花押 (中樵)
	文部大臣 花押 (勝田)
	逓信大臣 花押 (久原)
	鉄道大臣

(注記5) 別紙司法大臣請議陪審法施行期日ノ件
ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラ
レ可然ト認ム

勅令案

朕陪審法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽
〔昭和三年(七月)月(二十四)日〕

内閣総理大臣
司法大臣

呈案附箋ノ通

(朱書) 〔参照〕

朕陪審法中一部施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(注記6)

昭和二年五月二十七日

内閣総理大臣男爵 田中義一

司法大臣 原 嘉道

勅令第四百四十四号

陪審法第十二条乃至第十四条、第十七条乃至第二十六条、第一百
三十条及第四百四十四号ノ規定ハ昭和二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(注記7) 司法部 刑事局 秘第一〇九八号 (注記8) (注記9)

昭和三年七月十九日

司法大臣 原 嘉道 印

〔下札1〕

〔下札2〕

内閣総理大臣男爵 田中義一殿
陪審法施行期日ノ件勅令案閣議請求ノ件

陪審法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ定メラルヘキ義ニ有之

候処既ニ昭和二年勅令第四百四十四号ヲ以テ施行セラレタル規定

以外ノ各条ニ付別紙勅令案ノ通制定相成候様致度案ヲ具シ閣議

ヲ請フ

勅令第(朱書)百六十五号

(注記11) (抹消) 陪審法施行期日ノ件

陪審法ハ昭和二年勅令第四百四十四号ニ掲グル規定ヲ除クノ外昭

和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(注記1)

(朱書) 〔司甲九〕

(注記2)

〔館〕

(注記3)

〔(朱書) 昭和三年七月二十一日裁可〕

(注記4)

〔濟〕

(注記5)

〔(朱書) 二二二二〕〔簿冊内件名番号〕

(注記6)

〔小島〕

(注記7)

〔法制局司第八号七月廿日〕

(注記8)

〔(秘書課長閣下) 印〕

(注記9)

〔村瀬〕

(注記10)

〔(長谷川) 法制局 印〕

(注記11)

〔(朱書) 〔司甲九〕〕

(下札1)

〔成ルヘク七月廿五日ノ官報ニテ公布シ度〕

(下札2)

〔裁判所職員定員令中改正ノ件ト同時ニ公布相成度 法制局〕

〔公文類聚 第五十二編 昭和三年 卷二十六〕
2A, 12, ④1662